

平成26年度 国の予算・制度等に関する要望の回答

平成25年10月に自由民主党東京都支部連合会の要望聴取会で行った、平成26年度国の予算・税制等に関する要望の回答が届きましたのでご報告いたします。

回答には、担当議員の 中川雅治参議院議員からもコメントをいただいております。

1 国の施設管理予算及び入札等に関する要望事項

(1) 施設管理予算の確保と適正な予定価格の設定について

(要望内容)

公共調達におけるコスト削減の要求により、公共建築物の施設管理予算が年々切り詰められる一方で、行き過ぎた低価格競争が横行し、公共調達の品質面に支障をもたらしております。こうした低価格落札による品質低下は、公共建築物の劣化を速めるとともに、受注企業を疲弊させ、社会基盤整備のための技術力の維持が困難な状況を引き起こすこととなりますので、各省庁は、品質確保に十分な施設管理予算の確保に努めていただきたい。

また、国土交通省は、各省庁が国土交通省官庁営繕部策定の「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務積算要領」に基づいた予定価格の設定を行うよう指導していただきたい。

(国土交通省よりの回答)

国土交通省では、国家機関の建築物及びその付帯施設について、各省各庁による保全が適正に行われるよう、建築保全業務共通仕様書、建築保全業務積算要領等の基準類を制定し、各省各庁に文書で通知しています。

また、各省各庁がこれら基準類を活用して適切な予定価格の設定が行えるよう、各省各庁や地方公共団体等の保全業務担当者を対象に毎年開催している地区官庁施設保全連絡会議(※)等において、改定内容等について説明するとともに、国土交通省ホームページに基準類を掲載しています。

※地区官庁施設保全連絡会議(平成25年度開催実績)

開催回数: 60回、参加機関数: 延べ1,659機関、参加者数: 延べ2,184人

今後も引き続き、国家機関の建築物等における建築保全業務の予定価格が適切に設定されるよう、基準類の整備とその周知に努めてまいります。

(中川議員のコメント)

現在「公共工事の品質確保の促進に関する法律」改正案が国会に議員立法として提案され、参議院先議となっているため、参議院ではすでに可決いたしております。5月中には衆議院でも可決され、成立の見込みです。この法律案は、行き過ぎた価格競争によるダンピング受注を防ぎ、現在及び将来の公共工事の品質を確保するとともに、適切な点検・診断・維持・修繕等の実施を目指すものであります。

ビルメンテナンス業にも適用されることを明確にしており、法成立後の国が定める運用指針にご指摘の点を反映するよう努めてまいりたいと考えています。

(2) 市場化テスト(官民または民間競争入札)について

(要望内容)

公共サービスの改革に関する法律が施行され6年が経過し、平成26年度には新たに7省庁159施設、8独立行政法人20施設が市場化テストの対象となりますが、いくつかの問題点が表面化しています。まず、内閣府官民競争入札等監視委員会に建築保全管理業務の仕様等の実務的知識を有する委員がいないため、その審議・決定が業務実態を反映したものとなっております。審議の過程

で、業界の意見を聴取する場を設けていただきたい。

また、国土交通省の出先施設の一部において、市場化テストと言いつつ、第一次書類選考で書類が整っている業者を対象に価格のみの一般競争入札を実施しているが、市場化テストは、技術力等を重視した総合評価方式の入札を基本に進めていただきたい。

(内閣府よりの回答)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律においては、官民又は民間競争入札（いわゆる市場化テスト）の対象となった業務について、入札の透明性・中立性・公正性を確保する観点から、官民競争入札等監理委員会の議を経た上で、実施要項（入札に関する募集情報等を記載したもの）を策定することとされています。

この実施要項案の審議に関しては、議論の充実を図るため、官民競争入札等監理委員会の下に入札監理小委員会を設置し、各事業の内容に応じて、実務的知識を有する専門委員（施設管理については、早稲田大学理工学術院創造理工学部の小松幸夫教授）の意見を伺っているところです。

また、各府省等が実施要項を作成するに当たっては、実施要項案に関するパブリックコメントを実施しており、業界から直接意見を提出する機会も設けられています。提出された意見については、各府省等が回答案を作成することとなりますが、その対応が適切かどうかも含め、入札監理小委員会において審議されているところです。

(3) 施設管理業務への「競り下げ方式」入札の導入について

(要望内容)

公共サービス改革基本方針に基づく、国の行政機関等による「競り下げ方式」入札について内閣府は、民主党政権下での試行の検証結果を踏まえ今後の政府としての対応方針を決めるとしていますが、人件費が約8割を占める施設管理業務に「競り下げ方式」入札が本格導入された場合には、ダンピング受注が横行し、従事者の労働条件の劣悪化、公共調達品質面の劣化を招くとともに、受注企業を疲弊させることは明らかです。また、こうした動きが全国の自治体に波及し、既に導入されている民間での実施を更に拡大することは必至であります。

以上から、「競り下げ方式」入札の施設管理業務へのこれ以上の適用拡大を行わないようお願いいたします。

(内閣府よりの回答)

競り下げについては平成23年3月から平成25年1月までの間に各府省庁において試行を実施し、平成25年5月に行政改革推進本部事務局にて検証結果を取りまとめました。

概要版：http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/pdf/kekka_gaiyo.pdf（別紙1）

報告書：http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/pdf/kekka_houkoku.pdf

検証の結果、競り下げの実施によって価格が落下する場合もあれば上昇する場合もあることなどが確認され、これを踏まえ、平成25年度以降の競り下げの取扱いについては、各府省庁において個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することとしました。また、その際、調達品目の特性や調達環境を踏まえ、調達価格に与える効果を検討するとともに、競り下げに伴うコスト増加要因や中小企業事業者への影響等に配慮していただくこととしております。

(中川議員のコメント)

競り下げ方式の入札については、政府として推進していることはなく、各省庁にその対応がまかされているのが実態ですが、品確法改正案が成立し、各省庁の発注事務担当者のマインドが変わっていけば、競り下げ方式などというデメリットの方が大きい入札方式はなくなるものと思われれます。今後ともしっかりフォローし、競り下げ方式をなくすよう努めてまいります。

2 制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

(要望内容)

短時間労働者に対する社会保険の適用については、来年10月から、501人以上の企業、勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大(新たな対象者25万人)されることとなりました。

当初の対象拡大方針に比べれば対象者の範囲は縮小されましたが、こうした負担増加は中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、企業業績の下振れ要因となるとともに、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものでもあります。

適用範囲を拡大するか否かについて、施行後3年以内に検討することとなっておりますが、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

(厚生労働省よりの回答)

社会保障・税一体改革において、三党合意に基づき行うこととなった短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大については、消費税の引き上げによる影響、適用拡大により中小企業に負担を求めることによる企業経営への影響、雇用に及ぼす影響に配慮する必要があることから、現実的なスタートラインとして、

- ・まずは従業員数が501人以上の企業から適用を拡大
- ・施行を28年10月として十分な準備期間を設ける

といった措置を講じているものです。

一方、被用者保険の適用拡大を進めていくことは、社会保障制度改革国民会議の報告においても、国民年金被保険者の中に被用者性を有する被保険者が増加している中で、こうした方々に対して被用者としてふさわしい保障をするために必要であると提言された重要な課題であり、昨年成立したプログラム法においても、検討課題として明記されているところです。

施行後、さらに適用範囲を拡大していくかどうかについては、年金機能強化法の『施行後3年以内の検討規定』に基づき、改正法の施行状況や、短時間労働者の雇用環境、企業の置かれた状況などを考慮し、検討していくこととなります。

(中川議員のコメント)

社会保険適用の拡大による負担増加が中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃するものであることを十分に認識し、これ以上の社会保険適用拡大が行われぬよう反対してまいります。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

(要望内容)

東京地方最低賃金審議会は、今年度の東京都最低賃金を19円引き上げ、869円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。この点に関し、中央最低賃金審議会答申は「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特段の配慮を要望する。」と述べております。

今後の解決方法として、各行政機関において、年度途中の引上げに伴って契約金額の見直しを遡って実施する仕組みづくり、あるいは年度当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定等について検討いただきたい。

(厚生労働省よりの回答)

厚生労働省としては、地域別最低賃金の改定時には、国の関係行政機関、地方公共団体等に対して、地域別最低賃金額の改定及び最低賃金制度について、例えば広報誌やホームページへの記事の

掲載などによる周知の協力依頼を行うとともに、民間企業への業務委託等を行う場合に、最低賃金が年度内に改定されたことにより最低賃金法違反が発生することがないように、最低賃金の改定がありうることを考慮に入れた契約を行う等、その発注時において特段の配慮をお願いしています。(別紙 2) また、最低賃金引き上げに向けた中小企業支援を行っているので、その活用を図っていただければ幸いです。

(中川議員のコメント)

最低賃金の引き上げに伴い、契約金額の見直しを遡って実施するか、適用時期を半年ずらすか、いずれかの方策を取るべきだとのお考えはきわめて当然のことであると認識いたしております。

この問題は毎年指摘されていることではありますが、厚生労働省は、適用時期を遅らせることは不適切であるとの強い態度を取っておりますので、それならば、厚生労働省よりもっと強く契約金額を遡って見直すよう各省庁に要請すべきであり、このことを私から厚生労働省に本年も改めて申し入れました。今後とも努力いたします。

(3) 障がい者雇用への支援策について

(要望内容)

平成 25 年 4 月から障害者雇用率が 2.0 に引き上げられ、対象企業は従業員 56 人以上から 50 人以上に引き下げられました。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障害者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

また、平成 27 年 4 月からの納付金制度の適用拡大について、一定の措置を執られているのは承知しておりますが、今後、十分な周知を図ると共に、対応の難しい企業に対する支援策の更なる改善をお願いします。

(厚生労働省よりの回答)

平成 25 年 4 月から新たに雇用義務の対象となった企業や平成 27 年 4 月から納付金制度の対象となる企業を含め、中小企業に対する支援を行うことは重要と考えている。

現行でも、障害者を新たに雇用した際に支給する特定求職者雇用開発助成金を大企業と比べて手厚く支給するとともに、中小企業向けの就職面接会を開催するなど中小企業に力点を置いた支援を実施し、障害者と中小企業のマッチングを図っている。

また、平成 26 年度予算案に、障害者を雇用しようとする企業に対し、障害者の雇用管理や企業が抱える障害者雇用に関する課題等についてコンサルティングを行う事業等を盛り込み、中小企業等に対して更なる支援を行うこととしている。

今後ともこのような取組みを通じて中小企業における障害者雇用の促進に努めてまいりたい。

なお、納付金制度の適用拡大の周知については、高齢・障害・求職者雇用支援機構において、

- ①リーフレットの配布や広報誌・ホームページ等の活用
- ②経済団体等に向けた会員企業への周知に係る協力要請
- ③職業安定機関との連携による企業への周知・説明等

を積極的に実施しているところである。

また、平成 26 年度からは、新たに制度の適用が見込まれる事業主を個別訪問することにより改正納付金制度に係る申告・申請等についてのきめ細やかな周知・説明を実施することとしている。

(中川議員のコメント)

ビルメンテナンス業界が従来より障害者雇用の促進や様々な社会貢献に努力されていることに心より敬意を表します。

障害者の雇用に努める中小企業に対する支援策の更なる改善を図るため、今後とも努力してまいります。

(4) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

(要望内容)

昨年、警察庁は「プール監視業務は警備業法上の監視業務に当たる」との通知を発し、プール監視業務は警備業の認定を受けた業者に限ること、プール監視員に対する警備員教育を徹底することなどを指示いたしました。

上記通知は、地方公共団体のプール関連施設の管理を受託している業者に大きな影響を及ぼしており、適当な業者が見つからないため学校プールの一般開放を断念した自治体も出ております。

こうした中、業界として、警視庁と協議しつつ、プール監視員に適合した警備員教育の実施に努めているところですが、自治体等の発注者側に警備員教育に要する経費についての理解が不足しているため、適正な事業実施が困難になっている状況もあります。

安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係省庁が、①各自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要な予算確保について、周知徹底を図っていただきたい。

また、②安全の確保及び業者間の公平な競争を確保するため、警察として、プール監視員の警備員教育の適正な実施の確認に努めていただきたい。

(警察庁よりの回答)

1 要望①について

警視庁が発した「プール監視業務を外部に委託する場合における警備業の認定の要否について」(平成 24 年 6 月 25 日付け事務連絡)を受けて、都道府県警察においては、プール管理者となり得る自治体等に対し、プール監視業務を委託する場合は警備業の認定を受けた業者に行うよう要請をしたり、自治体等からの問い合わせに応じて、警備業の認定が必要な業務形態や解釈について教示することにより、理解を求めています。

なお、年度が改まるこの時期は、自治体等で発注を担当する者の人事異動も行われることから、都道府県警察には、「プール監視業務への対応について」(平成 26 年 2 月 27 日付け事務連絡)を発出し、改めて自治体等の発注者側において、プール監視業務は人命にかかわる重要な業務であり、これを有償で外部委託する場合は、都道府県公安委員会の認定を受けた警備業者への委託が周知されているかを確認するよう指示したところです。(別紙 3)

2 要望②について

警備業法の目的である警備業務の適正な実施を確保するためには、警備業者の実態を正確に把握し、適切な指導監督を行うことが必要であります。そこで都道府県警察では、監督的な立場から計画的に立入検査を実施しているほか、警備業者の法令違反に係る風評や苦情を把握した場合や教育義務懈怠が疑われるような不適切な警備業務を認知した場合には、速やかに立入検査を実施し、警備員教育等の適正な実施が図られているかを確認しております。

なお、上記平成 26 年 2 月 27 日付けの事務連絡において、都道府県警察には、プール監視業務を行っている警備業者において、プール監視業務に従事する警備員に対する教育が行われているかを確認するよう指示したところです。